

第5期江府町障がい福祉計画

【2018年4月1日～2021年3月31日】

平成30年3月

江 府 町

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画の対象者	2
4. 計画の期間	2
5. 計画期間中の見直しについて	2
第2章 障がい者の現状等	3
1. 障がい者数	3、4
2. 主な障がい福祉サービス利用状況	5、6、7、8、9、10、11
第3章 計画の推進のために	12
1. 基本理念	12
2. 基本目標（めざしていく町のすがた）	12
①相談・支援	12
②就労	13
③保健・医療	13、14
④教育	14、15
⑤障がいの理解・啓発	15、16
3. 計画の推進体制	17
1. 推進計画	17
2. 計画の広報・啓発	17
3. PDCAサイクルによる推進・管理体制	17
第4章 障がい福祉サービスの数値目標等	18
1. 本項目の内容と目的	18
2. 障がい福祉サービス等に関する数値目標	18、19、20、21、22
3. 障がい福祉サービスの見込量と確保のための方策	23
1. 介護給付・訓練等給付	23、24、25、26
2. 地域生活支援事業	26、27
参考資料	28～
「鳥取県西部自立支援協議会」、「概念図」、 「第5期障害福祉計画等に係る国の基本指針の見直しについて」、 「江府町未来計画」（障がい者福祉部分の抜粋）	

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

「第5期江府町障がい福祉計画」（以下、「本計画」という。）は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）の「全ての国民が、障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念を実現するため、また、平成30年度から施行される「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部を改正する法律において、障害児福祉計画の策定が義務付けられたこと等を踏まえ、障害者総合支援法第88条及び改正児童福祉法第33条の20に基づき、国の定める基本指針（平成18年厚生労働省告示第395号：平成29年3月31日改正）（以下、「基本指針」という。）に即し、地域において必要な「障がい福祉サービス」、「相談支援」、「地域生活支援事業」ならびに「障がい児通所支援等」の各種サービスが計画的に提供されるよう、計画最終年度における障がい福祉サービス等に関する数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるものです。

2. 計画の位置付け

（1）本計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体の計画として策定するものです。

（2）他の計画との関係

本計画は、国の基本指針や鳥取県の考え方との整合性を図りながら、本町のまちづくりの基本計画に即した「江府町未来計画」との整合も考慮し、策定するものです。

「江府町未来計画」では、障がいのある方に必要な情報を提供し、一人ひとりの相談に的確に応じて適切なサービスを総合的に調整し、相談支援する体制づくりの必要性、自立と社会参加のため、地域でも生活ができる在宅福祉サービスの充実や住居、就労の場の確保の必要性、人格と個性を尊重し正当な理由もなく、障がいを理由として差別されるなく、安心して地域生活・社会参加ができるよう地域基盤の必要性などを明記し、施策の基本計画としての性格とともに、目的の実現のための実施計画としての性格も有しています。

3. 計画の対象者

この計画の対象となる「障がい者」とは、「障害者総合支援法」に規定された身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち、18歳以上である者及び、精神保健及び、精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。「以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病、その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者をいいます。

また、「障がい児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいいます。

4. 計画の期間

市町村障害福祉計画及び、市町村障害児福祉計画は3年ごとの策定が国の基本指針により定められています。このため、本計画の期間は2018年4月1日から2021年3月31日までの3年間としています。

5. 計画期間中の見直しについて

わが国では、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」を批准し、条約の締結国となりました。この条約の批准までには、障害者基本法の改正、障害者自立支援法改正による障害者総合支援法の制定、障害者差別解消法の制定など、国内法令の整備が行われてきましたが、これからも障害者権利条約の完全実施に向けて、新たな制度改革や取り組みが一層進められていく予定です。

このような動向も踏まえ、必要に応じて計画期間中においても、本計画の見直しを行うものとします。

※障がいの表記について

計画の文言において、「障害」と「障がい」の表記があります。

法律に関する用語（法の名称や法律に登場する表記、手帳の名称等）については「障害」を、一般的な表記については「障がい」を使用します。

※元号等の表記について

平成31年中（2019年中）に平成元号の変更が行われることが決まりました。

現時点では、新しい元号は未決定のため、本計画では平成表記と西暦表記を混在させています。

第2章 障がい者の現状等

1. 障がい者数

(1) 身体障がい者

「身体障害者手帳所持者数」

① 年齢別・総合等級別

(単位:人・%)

総合等級 年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
18歳未満	0	1	0	0	0	0	1 0.45
18～65歳未満	18	3	4	5	4	1	35 15.91
65歳以上	59	17	27	56	10	15	184 83.64
計	77	21	31	61	14	16	220 100.00
	35.00	9.55	14.09	27.73	6.36	7.27	100.00

平成29年12月31日現在

身体障害者手帳の交付状況については、第4期計画策定時の平成26年度と比べて13人増加しました。年齢別では、18歳未満は変動が無く、18歳から65歳未満が9人増、65歳以上が4人増となっています。65歳以上の高齢者の割合が83.64%、等級別では、1級が最も多く、12名の増となっています。

18歳から65歳未満の年齢層で、疾病による手帳所持の増加がみられましたので、疾病予防対策が検討課題であるといえます。

② 障がい種別・個別等級別

(単位:人・%)

身体障害者手帳所持者数

区分	重度		中度		軽度		計
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障がい	3	1	0	0	0	0	4
聴覚障がい	0	2	2	2	0	12	18
音声・言語	0	0	1	0	0	0	1
肢体不自由	17	17	35	56	16	3	144
内部障がい	47	0	2	9	0	0	58
計	67	20	40	67	16	15	225
構成比	29.77	8.88	17.77	29.77	7.11	6.66	100.00

(注) 重複障がいの場合はそれぞれにカウント

平成29年12月31日現在

第4期計画策定時の平成26年度との比較では、肢体不自由が増加しています。

内訳は、1級が5名、3級が10名、4級が8名、5級が5名の増加です。

内部障がいの内訳では、心臓機能障がいが35名から39名、腎臓機能障がい12名から17名の増加となっており、疾病予防対策が課題となっています。

(2) 知的障がい者

「療育手帳所持者数」

(平成29年12月31日現在)

(単位:人・%)

区 分	A (重度)	B (中軽度)	計
18歳未満	2	5	7
18歳以上	6	15	21
計	8	20	28
構 成 比	28.57	71.43	100.00

全体数は第4期計画策定時の平成26年度と比べて2人増となっています。

年齢別で見ますと18歳未満の手帳所持者の数は変わりませんが、18歳以上の中軽度の手帳所持者が増えています。

(3) 精神障がい者

「精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療（精神通院）受給者数」

平成29年12月末日現在

(単位:人・%)

区 分	1級	2級	3級	計
所持者数	3	14	3	20
構 成 比	15.00	70.00	15.00	100.00

※精神障がい者入院患者数 3人

(平成29年12月31日現在)

自立支援医療（精神通院）受給者証所持者 59人

(平成29年12月31日現在)

精神障害者保健福祉手帳所持者は、第4期計画策定時の平成26年度と比べて5名の増加になりました。

平成29年度の自立支援医療受給者は18歳未満は0人で、平成26年度からは全体的にゆるやかな減少傾向です。

2. 主な障がい福祉サービス利用状況

(1) 訪問系サービス

サービス種別	項目	単位	目標	H27	H28	H29
				実績	実績	実績
居宅介護	月間実利用者数	人	2	2	2	2
	月間総利用時間数	時間	60	4	9	12
重度訪問介護	月間実利用者数	人	0	0	0	0
	月間総利用時間数	時間	0	0	0	0
同行援護	月間実利用者数	人	0	0	0	0
	月間総利用時間数	時間	0	0	0	0
行動援護	月間実利用者数	人	1	1	1	1
	月間総利用時間数	時間	180	186	186	186
重度障害者 等包括支援	月間実利用者数	人	0	0	0	0
	月間総利用時間数	時間	0	0	0	0

・居宅介護

自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

利用者数は横ばいで、利用時間に関しては定期的な利用頻度が少なかったこともあり、見込みよりも大きく下回っています。

・重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

重度の方に関しては、入所施設に入られる傾向があります。また、医療的ケアが必要な観点から、病院への入院となっている傾向もあります。

・同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。

・行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

定期的な利用が1名あります。

・重度障害者等包括支援

介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを、包括的に行います。
 重度の方は町外の施設利用が多く、利用がありません。

(2) 日中活動系サービス

サービス種別	項目	単位	目標	H27	H28	H29
				実績	実績	実績
生活介護	月間実利用者数	人	6	7	6	6
	月間総サービス利用数	人日	140	142	134	135
自立訓練 (機能訓練)	月間実利用者数	人	0	0	0	0
	月間総サービス利用数	人日	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	月間実利用者数	人	0	0	0	0
	月間総サービス利用数	人日	0	0	0	0
就労移行支援	月間実利用者数	人	0	0	1	0
	月間総サービス利用数	人日	0	0	2	0
就労継続支援 (A型)	月間実利用者数	人	1	2	2	1
	月間総サービス利用数	人日	30	12	34	23
就労継続支援 (B型)	月間実利用者数	人	15	11	11	14
	月間総サービス利用数	人日	310	216	213	258
就労定着支援 (第5期計画から)	月間実利用者数	人				
療養介護	月間実利用者数	人	3	3	3	3
短期入所 (福祉型)	月間実利用者数	人	0	0	0	0
	月間総サービス利用数	人日	0	0	0	0
短期入所 (医療型)	月間実利用者数	人	1	0	0	1
	月間総サービス利用数	人日	20	0	0	2

・生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

平成24年度から平成29年度まで、利用人数・時間数とも大幅な増減は、ありません。
 しかしながら、高齢化社会に伴い、介護保険との併給利用者も今後は考えられるため、実績は増加する見込みです。

・自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために、必要な訓練を行います。

・就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

平成 28 年度に利用がありましたが、それ以降はありません。利用促進への周知・方策を検討していく必要があります。

・就労継続支援（A型・B型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

A型については、継続して1名の利用があります。B型については、平成 28 年度から江府町内にサービス事業所が開設し、利用日数共に増加の傾向です。

・就労定着支援

一般就労へ移行した人に対し、就労定着に向けて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

（第5期計画から反映されます。）

・療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

継続して3名の方が利用されています。今後も利用の予定です。

・短期入所（福祉型・医療型）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間夜間も含め施設等で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

平成 29 年度に、医療型の利用実績がありました。

(3) 居住系サービス

サービス種別	項目	単位	目標	H27	H28	H29
				実績	実績	実績
自立生活援助 (第5期計画から)	月間実利用者数	人				
共同生活援助	月間実利用者数	人	10	9	8	8
施設入所支援	月間実利用者数	人	7	6	6	6

・自立生活援助

集団生活ではなく、賃貸住宅等で一人暮らしを希望する人の相談や日常生活上の援助を行います。(第5期計画から反映されます。)

・共同生活援助

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

・施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
近年、入所数に大きな増減はありません。

(4) 相談支援サービス

サービス種別	項目	単位	目標	H27	H28	H29
				実績	実績	実績
計画相談支援	月間実利用者数	人	27	24	25	25
地域移行支援	月間実利用者数	人	0	0	0	0
地域定着支援	月間実利用者数	人	0	0	0	0

・計画相談支援

障がいのある方の暮らしについて、希望に沿ったサービスや人を繋げ、地域とより良い関係が築いていけるよう支援します。平成28年度に町内に相談支援事業所が開設したこともあり、近年、増加傾向にあります。今後も身近な所での相談支援が図っていけるということもあり、増えていく方向です。

・地域移行支援

施設・病院から地域での生活を支援します。現入所者、入院者の状態や高齢化などの実情を考慮すると、地域移行は困難と考えますが、引き続き状況把握に努め、地域生活への移行の可能性を探っていきます。

・地域定着支援

地域生活の継続のために支援を行います。上記の地域移行支援と同様に状況把握に努め、地域生活定着への可能性を探っていきます。

(5) 児童サービス

サービス種別	項目	単位	目標	H27	H28	H29
				実績	実績	実績
児童発達支援	月間実利用者数	人	1	0	0	0
	月間総サービス利用数	人日	40	0	0	0
医療型 児童発達支援	月間実利用者数	人	1	0	0	0
	月間総サービス利用数	人日	1	0	0	0
放課後等 デイサービス	月間実利用者数	人	0	0	0	0
	月間総サービス利用数	人日	0	0	0	0
保育所等訪問支援	月間実利用者数	人	0	0	0	0
	月間総サービス利用数	人日	0	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援 (第5期計画から)	月間実利用者数	人	0	0	0	0
	月間総サービス利用数	人日	0	0	0	0
障がい児相談支援	月間実利用者数	人	3	0	0	0

・児童発達支援

児童発達支援センター等に通り、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の支援を行います。

・医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹機能の障がい(「肢体不自由」)のある児童に、児童発達支援及び治療を行います。

・放課後等デイサービス

就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。学校教育と相まって、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。利用に対するニーズがあり、今後は増加することが予想されます。

・保育所等訪問支援

保育所に通う障がい児に対して、当該施設を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のために専門的な支援を行います。

・居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい児で、児童発達支援を受けるために外出が困難なものについて、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等の支援を行います。

(第5期計画から反映されます。)

・障がい児相談支援

通所支援のサービス利用に対して、障がい児の心身の状況、環境、保護者の意向等を勘察し、給付決定後のサービス利用計画を作成したり、定期的に見直しを行ったりします。

(6) 特別障害者手当等受給者数

区 分	人 数		
	H23	H26	H29
特別障害者手当	16	10	9
障害児福祉手当	2	2	2
経過的福祉手当	0	0	0
計	18	12	11

平成 29 年 12 月 31 日現在

(7) 補装具・日常生活用具給付等状況（平成28年度実績）

区分	種 目	人 数					
		身体障がい者			障がい児		
		H22	H25	H28	H22	H25	H28
補 装 具	補聴器	2	3	1	0	0	0
	車いす	1	0	0	0	1	1
	電動車いす	1	0	0	0	0	0
	義足	1	0	0	0	0	0
	歩行器	0	0	0	0	0	0
	歩行補助杖	1	0	0	0	0	0
	装具等	1	0	0	0	0	0
	修理（補聴器・車いす等）	3	0	6	0	1	1
	小 計	10	3	7	0	2	2
日 常 生 活 用 具	介護・訓練支援用具 歩行支援用具	0	0	0	0	0	0
	排泄管理支援用具 （ストマ用装具）	5	3	4	0	1	1
	在宅療養等支援用具 （ネブライザー等）	0	0	1	0	0	0
	自立生活支援用具	0	0	0	0	0	0
	情報・意思疎通 支援用具	0	0	1	0	0	0
	居宅生活動作 補助用具	0	0	0	0	0	0
	小 計	5	3	6	0	1	1
合 計	15	6	13	0	3	3	

補装具・日常生活用具に関しては、障がい児の利用は3件あり、平成25年と比べて大きな変動はありません。身体障がい者の補装具購入は、平成28年は1件のみであり、後は全て修理利用となっています。

日常生活用具に関しては、平成25年と比べて大幅な増減はありません。高齢の方は介護保険の福祉用具購入・レンタルの利用をされていることが多い傾向が見られるため、全体の利用人数は平成25年と比べ横ばいになっています。

第3章 計画の推進のために

1. 基本理念

『誰もが、住み慣れた地域の中で安心して暮らしていくことができる』

「江府町未来計画」の基本方針の1つです。これは、「障がいのあるなしにかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、日常生活又は社会生活を営むことができること」を目的としています。誰もがお互いに人権と個性を尊重し、地域の中で安心して安全に生活できる環境づくりに努めます。

2. 基本目標（めざしていく町のすがた）

基本理念を果たしていくために、「障がいのある人が自らの力を発揮でき、みんなが人権や個性を大切にすまちなち」をめざします。そのための構成要素として、①「相談・支援」、②「就労」、③「保健・医療」、④「教育」、⑤「障がいの理解と啓発」があげられます。これらを、基本目標とします。

① 相談・支援

今後の江府町の障がい福祉サービスの発展のカギを握るのは、「相談・支援」であると考えられます。現在、鳥取県西部地区の9つの市町村が相談支援事業を指定相談事業所5カ所に委託契約をしていますが、日野郡にもサービス事業所が増えてきており、より身近で充実した体制を考慮し、更に連携強化をまいります。また、成年後見制度を始めとする権利擁護や障がい者（児）虐待防止の観点を踏まえ施策を展開します。

【施策の方向】

●生活支援体制の整備

ケアマネジメントの推進と相談支援体制の充実を図ります。また、当事者・家族による活動を支援します。

●権利擁護（成年後見制度等について）

権利擁護に関する情報の周知とサポート体制の充実を図ります。

●障がい者虐待防止について

平成23年に成立した「障害者虐待防止法」について引き続き法に則り、啓発、早期発見、早期対応、その後の支援を進めていきます。

② 就労

障がいのある人が自らの能力を最大限に発揮し、働くことにより経済的な自立と社会へ貢献していくことで、社会参加が促進されるよう働く場・機会の充実と拡大を、図ります。

【施策の方向】

●就労の促進と就労機会の拡大

町内の事業所に対する啓発活動等を充実させ、障がいのある人の就労促進を図ります。
また、町から民間事業所等へ業務委託を行う際に、その内容に応じて、障がいのある人が働く福祉就労施設等への委託を検討します。

●福祉的就労の充実

障がいのため一般就労が困難な人へ向けた福祉的就労の充実のため、町内の社会資源の充実と運営体制の強化を支援します。

●就労支援体制の整備

公共職業安定所や就労生活支援センター等の関係機関との連携を強化し、就労に関する相談支援や就労訓練が適切に行えるよう体制の整備を図ります。

③ 保健・医療

障がいの原因となる疾病等の予防や、早期発見・治療ができるよう、保健・医療サービスの適切な提供の充実を図ります。また、江府町総合健康福祉センターには江尾診療所と福祉保健課があり、保健・医療・福祉が、一体になれるように連携をとっています。これをさらに発展させ、身体・知的・精神・発達などの障がい施策に速やかに対応できる体制を整えていきます。さらに、急増するところの病気についても積極的な対策を推進します。

【施策の方向】

●障がいの原因となる疾病等の予防・治療

妊産婦の健康教育や健康指導、健康診査等の充実を図り、障がいの原因となる疾病等の予防や早期発見・治療を推進します。

●障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実

障がいの軽減や重度化・重複化の防止のために、適切な医療・医学的リハビリテーシ

ョンの提供が行われるよう、相談支援体制の充実や医療機関等との連携体制の強化を図ります。また、生活機能を維持・改善するため、機能訓練事業の充実を図ります。

●精神保健施策の充実

従来の保健師を中心とした活動に加えて、地域における心の健康に関する相談や、カウンセリング等の提供機会の充実を図り、“心の健康づくり”を推進し、精神疾患の早期発見に努めます。

④ 教 育

障がいがある子どもに関しては、就学前後で把握の方法を分けています。

就学前に関しては、乳幼児健診等や赤ちゃん訪問等の保健師活動、保育園との連携により就学前の状況に関しては把握して、療育センターなど必要なサービスへとつなぐ役割を保健師とともに行っていきます。また、就学後は教育委員会と連携を取り、人数の把握のみならず必要な場合は、要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）へ連絡をしたりしております。そして、障がいのある子どもの全体像の把握のために、保育園、小・中学校の関係者、福祉保健課、教育委員会で「特別支援教育推進委員会（江府っ子の学びを支える会）」を年に3回開催し、情報交換や協議をおこなっています。今後このような連携の形をさらに発展させ、障がいのある子どもが、将来に向かって自分の能力や可能性を最大限に生かせるよう、発達段階に応じた教育や、療育体制の整備を図ります。

【施策の方向】

●一貫した相談支援体制の整備

福祉保健課やその他の機関が把握している情報や取り組みを適切で十分な形でサービスに繋げていくために、障がいのある子どもの発達段階や障がいの特性に応じて、関係機関が適切な支援を行えるよう乳幼児期から学校卒業後まで関係者間の連携を強化し、一貫した相談支援体制の整備を推進します。

●療育体制等の整備

鳥取県立総合療育センターをはじめとする各療育機関との連携を強化し、地域の療育体制の整備を図ります。また、児童デイサービスなどの早期療育の場の確保に努めます。

●放課後活動の場の確保

放課後こども教室における障がいのある子どもの受け入れ体制整備など、放課後や長期休暇中に活動する場の確保に努めます。

●施設のバリアフリー化の促進

障がいのある、ないにかかわらず全ての子どもにとって適切な環境となるよう施設のバリアフリー化に向けた整備を促進します。

⑤ 障がいの理解・啓発

江府町では、重度の障がいのある方だけでなく、軽度の障がいのある方も増加しています。だれもが住みよい暮らしを送るためには、お互いのことを理解し、尊重しあう関係性が必要となります。これには、正しい障がいへの理解が必要となります。そのために、情報発信や交流の推進を図ります。

豊かな地域生活が送れるよう、住環境や交通、文化、緊急時の対応等について利用者本位の考え方に立って、多様なニーズに対応した整備を進めます。

障がいの種類や程度によっては、自ら情報を得ること・発信することが、困難な場合があります。障がいの特性に配慮したコミュニケーション支援体制を、充実させていきます。

江府町の障がい福祉の課題の一つに、社会資源が不足していることが挙げられます。この問題を解決するためにも、サービスの充実、サービスに対する理解・福祉教育の充実、人材の確保・育成が重点課題であります。そのために以下の施策を推進します。

【施策の方向】

●福祉教育等の推進

福祉教育という観点で、地域の人権学習会などの地域での学習の場を通じて相互理解と相互の尊重の意識を高めていきます。

●地域交流の推進

交流事業の実施などを通じて、相互理解を深め合うことができる“居場所”づくりに取り組みます。

●スポーツ・文化芸術活動の振興

障がいのある人が“楽しみ”や“生きがい”をもって暮らせるようスポーツ交流会や文化芸術教室の開催などに取り組みます。

●住宅のバリアフリー化の推進

障がいのある人や高齢者を対象とした暮らしやすい住まいづくりについての相談支援を行い、住宅のバリアフリー化を推進します。

●道路等のバリアフリー化の推進

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や鳥取県福祉のまちづくり条例等に基づき、行きたいところへ自由に外出ができるよう公共交通機関のバリアフリー化の推進や、公共交通機関の利用が困難な人への車両による移送サービスの充実を図ります。

●啓発・広報活動の推進

障がいに関する正しい知識について、広報誌やホームページ、ポスター掲示やリーフレットなどを積極的に活用し、周知を行います。また、サービスの利用促進に向けて情報発信・啓発に取り組みます。

●災害時等の対応について

平成 29 年 9 月に「鳥取県民みんなが進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例」（以下、「鳥取県あいサポート条例」）が施行され、「災害時における障がい者の支援」について市町村の役割が明記されました。災害発生時または発生のおそれがある場合には、障がいのある人に確実に情報が伝わるように、それぞれの障がい特性に応じた対応が必要になってまいります。その体制が早期に確保できるよう、既存の防災行政無線、緊急通報システムその他、地域の自主防災組織、町社会福祉協議会、町包括支援センター、その他の関係機関との連携体制の強化に取り組みます。また、避難体制についても地域や、民生委員、関係団体、施設などと連携を図り、支援や救助ができるように取り組みます。

福祉避難所については、運営方法の他、受入方法や物資の確保など具体的な支援体制について取り組みを進めます。

普段からの見守りや声かけなど地域の協力体制と、行政や警察、障がい者団体、福祉施設や事業所等と連携し、防犯対策についても推進していきます。

●人材の育成・確保

障がいのある人のニーズに適切に対応できるよう保健・医療・福祉などの各分野で、障がいのある人の生活の支援に関わる人材の育成・確保を図ります。

3. 計画の推進体制

1. 推進計画

基本目標で掲げたそれぞれの目標を踏まえて、施策を展開する上で、地域の理解や協力が必要です。障がいのある方、サービス事業者、関係機関、家族、地域住民、行政が理念を基に一体となった協力・連携の構築が求められます。また、町内だけでなく他市町村との連携も必要となってきます。県や西部9市町村（米子市、境港市、日吉津村、大山町、伯耆町、南部町、日南町、日野町、江府町）と地域間連携を進めていきます。そして、9市町村とサービス事業者や相談支援事業所等で構成している「鳥取県西部障害者自立支援協議会」とも引き続き連携を取っていきます。この協議会では、障害福祉計画の進捗管理と調整の役割を担っている他、相談支援の中核的役割も担っています。

計画の推進体制として、①「鳥取県や鳥取県西部9市町村との連携」、②「関係機関や障害のある方、地域の皆様等の理解を得たうえでの協働」、③「鳥取県西部障害者自立支援協議会での進捗管理と調整」、この3つを推進体制の軸にしていきます。

2. 計画の広報・啓発

地域社会全体で、すべての障がいのある方を支援していくためには、町民や事業所、関係団体の理解や協力、参画なくしては実現できません。ホームページ、広報紙、パンフレット等を活用し、本計画について理解促進を図ります。

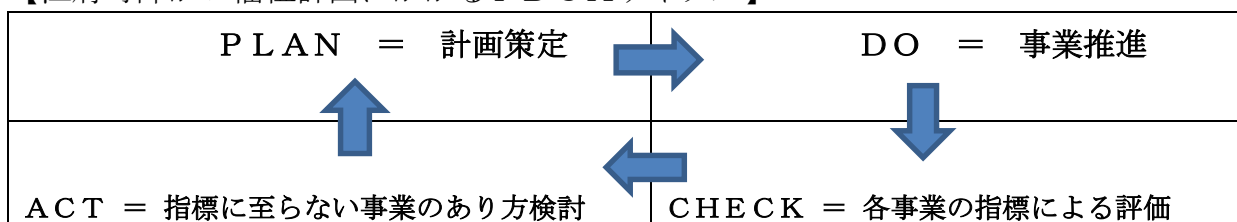
3. PDCAサイクルによる推進・管理体制

本事業計画は、理念だけのものに終わらず、時流に対応した現実的な事業計画として推進していくために、きめ細かく進捗評価を行いながら計画を見直していく（※）PDCAサイクルによる推進体制が不可欠となります。

（※）PDCAサイクルとは

事業活動における生産管理・品質管理等の管理業務を円滑に進める手法の一つ。

【江府町障がい福祉計画にかかるPDCAサイクル】



第4章 障がい福祉サービスの数値目標等

1. 本章の内容と目的

本章では、国が定める基本指針に即して、計画最終年度末の数値目標を設定します。また、数値目標及びこれまでの実績等を踏まえ、2018年4月1日から2021年3月31日までの3か年における障がい福祉サービス等の見込み量を定めて、江府町におけるサービス提供体制の計画的な整備を図ろうとするものです。

2. 障がい福祉サービス等に関する目標

障害者総合支援法の基本理念である、①「全ての国民が、障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重」され、②「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現」するため、「地域生活への移行」、「就労の支援」及び「障がい児への支援」について、国が定める「基本指針」に基づき、「施設入所者の地域生活への移行」、「福祉施設から一般就労への移行等」等に関する計画最終年度末における数値目標を定めます。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活（グループホーム、一般住宅等）への移行

① 平成28年度末時点の施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数

考え方	現入所者の状態や高齢化、これまでの実績等により地域生活への移行は困難と考えるが、引き続き入所者の状況把握に努め、地域生活移行への可能性を探っていく。
国の基本指針	地域移行者数：H28年度末施設入所者の9%以上。

② 平成28年度末時点と比較した施設入所者の減少数

考え方	現入所者の状態や高齢化、これまでの実績等により数値目標は設定しない。
国の基本指針	施設入所者数：H28年度末施設入所者の2%以上削減。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

計画最終年度末の目標値	<u>下記の国の基本指針に基づき現在の体制強化</u>
-------------	-----------------------------

考え方	下記国の基本指針に基づく。
国の基本指針	計画最終年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域、各市町村）の設置。

② 精神病床の1年以上入院患者数

計画最終年度末の目標値	<u>下記の国の基本指針とともに鳥取県障害福祉計画に基づき実施</u>
-------------	-------------------------------------

考え方	下記国の基本指針とともに鳥取県障害福祉計画に基づく。
国の基本指針	精神病床の1年以上入院患者数の削減。

③ 精神病床の退院率

計画最終年度末の目標値	<u>下記の国の基本指針とともに鳥取県障害福祉計画に基づき実施</u>
-------------	-------------------------------------

考え方	下記の国の基本指針とともに鳥取県障害福祉計画に基づく。
国の基本指針	退院率：入院後3か月 69%、入院後6か月 84%、入院後1年 90%

鳥取県の成果目標

県の採用する数値項目	数値目標・割合等 算定方法は ※630 調査 の結果より	県施策の方向・数値目標の考え方 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的指針」で掲げる算定式で算出した数を目標値とする。
在院期間1年以上の 長期在院者数（65歳未満）	279人 （計画最終年度）	（参考）（県） H26年度：435人 H27年度：402人 H28年度：383人
在院期間1年以上の 長期在院者数（65歳以上）	571人 （計画最終年度）	（参考）（県） H26年度：617人 H27年度：597人 H28年度：594人
入院後3か月時点の退院率	69% （計画最終年度）	（参考）（県） H26年度：61.7% H27年度：57.6% H28年度：56.5%
入院後6か月時点の退院率	84% （計画最終年度）	（参考）（県） H26年度：80.6% H27年度：79.4% H28年度：73.1%
入院後1年時点の退院率	91% （計画最終年度）	（参考）（県） H26年度：86.9% H27年度：87.1% H28年度：83.9%

※630 調査とは

精神保健に関わる公的調査で、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課が毎年6月30日付で都道府県、指定都市に報告を依頼している。
正式名称は、「精神保健福祉資料」

(3) 地域生活支援拠点等の整備

考え方	下記国の基本指針に基づく。
国の基本指針	各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

① 就労移行支援事業所等を通じて、平成32年度中に一般就労する者の数

考え方	年齢や障がいの現状、これまでの実績等により福祉施設から一般就労への移行は困難と考えるが、引き続き状況把握に努め、就労移行への可能性を探っていく。
国の基本指針	一般就労への移行者数を平成28年度の1.5倍。

② 就労支援事業の利用者数

ア 就労移行支援事業の利用者数

考え方	平成28年度に1名の利用実績があったが、年齢や障がいの現状により就労移行への支援は困難と考えるが、引き続き状況把握に努め、就労移行への可能性を探っていく。
国の基本指針	就労移行支援事業利用者数を平成28年度の2割増。

イ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率

考え方	年齢や障がいの現状、これまでの実績等により就労移行支援事業所から就労への移行は困難と考えるが、引き続き状況把握に努め、就労移行への可能性を探っていく。
国の基本指針	移行率3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上に。

ウ 就労定着支援による支援を開始した時点から1年後の職場定着率

考え方	年齢や障がいの現状、これまでの実績等により就労の定着を目指した就労移行への支援は困難と考えるが、引き続き状況把握に努め、就労移行への可能性を探っていく。
国の基本指針	就労定着支援1年後の就労定着率80%以上。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置

考え方	単町での児童発達支援センター設置は専門職の人員配置、対象者数の見込み等により困難と考えるが、西部圏域での設置へ向けて検討をしたい。
国の基本指針	児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置。

② 保育所等訪問支援を利用できる事業所

考え方	単町での事業所設置は、職員（専門職等含む）の人員配置、対象者数の見込み等により困難と考えるが、西部圏域での設置へ向けて検討をしたい。
国の基本指針	保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築。

③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所

考え方	単町での事業所設置は、職員（専門職等含む）の人員配置、対象者数の見込み等により困難と考えるが、西部圏域での設置へ向けて検討をしたい。
国の基本指針	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所確保。

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

考え方	単町での協議の場の設置は、関連事業所の広域的な利用の現状等により困難と考えるが、西部圏域での設置へ向けて検討。
国の基本指針	医療的ケア児支援の協議の場（各都道府県、各圏域、各市町村）の設置。（平成30年度末まで）

3. 障がい福祉サービスの見込量と確保のための方策

(1) 障がい福祉サービスの見込量

計画最終年度までの各年度における障がい福祉サービスと相談支援の種類ごとの必要な量の見込みは、次のとおりです。

1. 介護給付・訓練等給付

① 訪問系サービス

サービス種別	2018年	2019年	2020年
居宅介護	3人	3人	3人
	24時間	24時間	24時間
重度訪問介護	—	—	—
同行援護	1人	1人	1人
	4時間	4時間	4時間
行動援護	1人	1人	1人
	186時間	186時間	186時間
重度障がい者等包括支援	—	—	—

② 日中活動系サービス

サービス種別	2018年	2019年	2020年
生活介護	6人	7人	8人
	134人日分	156人日分	178人日分
自立訓練（機能訓練）	—	—	—
自立訓練（生活訓練）	—	—	—
就労移行支援	—	—	—
就労継続支援（A型）	2人	2人	2人
	34人日分	34人日分	34人日分
就労継続支援（B型）	15人	15人	16人
	345人日分	345人日分	368人日分
就労定着支援	—	—	—
療養介護	3人	3人	3人
短期入所（福祉型）	人	人	人
	人日分	人日分	人日分
短期入所（医療型）	1人	1人	1人
	人日分	人日分	人日分

③ 居住系サービス

サービス種別	2018年	2019年	2020年
自立生活援助	—	—	—
共同生活援助	8人	9人	10人
施設入所支援	6人	7人	8人

④ 相談支援サービス

サービス種別	2018年	2019年	2020年
計画相談支援	25人	26人	27人
地域移行支援	—	—	—
地域定着支援	—	—	—

⑤ 児童サービス

サービス種別	2018年	2019年	2020年
児童発達支援	—	—	—
医療型児童発達支援	—	—	—
放課後等デイサービス	3人	3人	3人
	21人日分	21人日分	21人日分
保育所等訪問支援	—	—	—
居宅訪問型児童発達支援	—	—	—
障がい児相談支援	2人	2人	2人

人：月間の利用人数

時間：月間のサービス提供時間

人日分：「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量

①訪問系サービスについて

居宅介護、同行援護、行動援護について定期的な利用を見込んでいます。

引き続き、新規利用の推進のために情報提供、ニーズの掘り起こしに努めます。

②日中活動系サービスについて

ア．生活介護

今後も増加する傾向が考えられますので、サービスの確保に努めます。

イ. 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

利用実績がなく、今回の計画では見込み量を設定しませんでした。

ウ. 就労移行支援

過去の実績がなく見込み量を設定しませんでした。しかしながら一般就労移行の目標もあり、積極的な活用の支援をします。

エ. 就労継続支援（A型・B型）

今後も継続して支援していくとともに、さらなる利用を見込んで設定しております。

オ. 就労定着支援

過去の実績がなく見込み量を設定しませんでした。しかしながら一般就労移行の目標もあり、積極的な活用の支援をします。

カ. 療養介護

現利用者の継続的な利用を見込んでいます。

キ. 短期入所（福祉型・医療型）

医療型について1名の利用を見込んでいます。

③居住系サービス

江府町で最もサービスニーズが高いサービスです。サービス量を確保しながら地域生活への移行も検討していきます。

④相談支援サービス

今後の障がい福祉サービスの発展のために、計画相談支援の体制を整備していきます。

⑤児童サービス

障がい児福祉のニーズ調査で、もっとも要望が高かった放課後等デイサービスの支援体制を検討していきます。また、保護者も含めた相談支援体制も整備していきます。

(2) 見込量の確保のための方策

① 事業者への情報提供等

障がい福祉サービスや相談支援の事業を行う者を確保するため、これらの事業を行う意向を有する事業者の把握に努めるとともに、広く情報提供を行う等により、多様な事業者の参入を促進します。

② グループホームの設置促進

地域生活への移行を進めるために、障がいのある方等の地域における居住の場としてのグループホーム（共同生活援助）について、社会福祉法人やNPO法人等による設置を支援します。

2. 地域生活支援事業

(1) 事業内容

① 相談支援事業

障がいのある人や障がいのある子どもの保護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある方等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的とし実施します。

現在は、鳥取県西部9市町村で5つの相談支援事業所に業務委託を行っていますが、今後は利用者の利便性や負担を考慮し、江府町内の事業所に業務委託をします。

② コミュニケーション支援事業

聴覚、言語・音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等に、手話通訳などの方法により、障がいのある人とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行います。

平成18年より鳥取県西部地区9市町村がNPO法人「コミュニケーション支援センターふくろう」に事業委託を行っており、手話通訳士の派遣や要約筆記者の派遣等、サービス提供が行える状況が整備されています。

③ 日常生活用具給付等事業

重度の身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人に対して、日常生活用具を給付・貸与します。

④ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について、ヘルパーを派遣し社会生活上、必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時における移動を支援します。

⑤ 地域活動支援センター事業

通所により、創作活動、機能訓練、社会適応訓練等のサービス提供等を行い、障がいのある人の自立と社会参加を支援します。

⑥ 日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とします。

(2) 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み

地域生活支援事業	サービス種別	2018年		2019年		2020年	
		利用者数	見込量	利用者数	見込量	利用者数	見込量
	相談支援事業	10	10件/月	10	10件/月	10	10件/月
	コミュニケーション支援	1	1人/月	1	1人/月	1	1人/月
	日常生活用具給付等	5	5件/月	6	6件/月	7	7件/月
	移動支援	4	4時間/月	5	5時間/月	6	6時間/月
	地域活動支援センター	1	1カ所	1	1カ所	1	1カ所
	日中一時支援	4	32時間/月	5	40時間/月	5	40時間/月

(3) 見込量の確保のための方策

① 柔軟な事業実施

障がいのある人が、地域で自立した生活を送ることができるよう、利用者ニーズの把握に努めるとともに、地域の特色に合った柔軟な事業実施を目指します。

② 広域的な事業実施

コミュニケーション支援事業や相談支援事業など、専門性の高いサービスの提供を効果的・効率的に実施するため、他市町村や県と連携し、広域的なサービス基盤の整備を推進します。

☆鳥取県西部障害者自立支援協議会

平成20年3月より、相談支援事業等地域の障がい福祉のシステムづくりの中核的な役割を果たす協議の場として発足しました。市町村、福祉サービス事業者、相談支援事業者等の団体が参加しています。

相談支援事業の強化や地域課題の解決などについて話し合われている場です。

全員協議会 = 運営委員会

【部会】

- ・在宅部会
- ・入所部会
- ・A型部会
- ・福祉就労部会
- ・一般就労部会
- ・日中活動部会
- ・子ども部会
- ・当事者部会

【課題別部会】

- ・地域移行部会
- ・住宅問題部会
- ・災害対策部会
- ・権利擁護部会

【相談支援関係】

- ・所長会
- ・支援センター連絡会
- ・相談支援の充実を図るための連絡会
- ・支給決定検討会

【プロジェクト】

- ・相談支援の仕組みに関する意見交換会